

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>
環境関連法規制等の動き 2022年9月(2022.8.23~2022.9.20)

法令情報

1. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令

＜国土交通省令第67号＞(2022.9.16公布、2022.10.1施行)

8月号の法令情報5に係る改正です。今回、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定のための申請用紙等が変更されました。

当該建築物を新築等する事業者は利用できます。

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=155210739&Mode=1>

2-1. 消防法施行令の一部を改正する政令 ＜政令第305号＞(2022.9.14公布、2023.4.1施行)

-2. 消防法施行規則の一部を改正する省令 ＜総務省令第62号＞(同上)

7月号の意見募集2が公布されました。全域放出方式の二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止の改正が行われ、既存設備でも最新の技術上の基準を適用しなければならない消防用設備等(遡及対象設備)並びに消防設備士等による点検が必要な防火対象物に二酸化炭素を使用する全域放出方式の不活性ガス消火設備が加えられました。その他同設備の維持に関する技術上の基準が追加等されました。

当該防火対象物を設置している者に適用されます。

＜参考＞消防庁ホームページ <https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/61e7300d31570d1c235d5c18b7de588569c43147.pdf>

3. 労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める

化学物質の管理に関する講習 ＜厚生労働省告示第276号＞(2022.9.7公布、2024.4.1施行)

7月号の意見募集1が公布されました。2022.5.31公布(6月号参照)の改正労働安全衛生規則では、新たにリスクアセスメント対象物を取り扱う等する事業場ごとに化学物質管理者の選任(2024.4.1施行)を義務付け、その要件を「厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者」としています。今回、前記の講習・実習の科目、時間等が定められました。

当該化学物質を取り扱う事業者等が化学物質管理者の選任の際に適用されます。

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220088&Mode=1>

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. フロン排出抑制法に基づく2021年度のフロン類の再生量等及び破壊量等の集計結果を公表します

(2022.9.16環境省)

2021年度のフロン類の再生量は、1.5千t(前年度比+193)、内訳は多い順に、HFC:791t(同+141)、HCFC:716t(同▲64)、CFC:12t(同▲9)と代替フロンであるHFCが大幅に増加、HCFCの再生量を上回りました。また、再生されず破壊されたフロン類の量は、4.5千t(同+385)とこちらも増加しました。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_00543.html

2. 2022年度 PCB 廃棄物の適正な処理促進に関する説明会について (2022.9.9 経産省)

今年度末の中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)の北海道・東京事業エリアの安定器及び汚染物等の処分期間終了日をもって、高濃度 PCB 廃棄物の処分期間が終了します。また、低濃度 PCB 廃棄物は 2027 年末までに、無害化処理認定施設等へ処理委託等を行う必要があります。この説明会では PCB 廃棄物の確認方法、処理委託手続き、具体的事例等最新の情報を広く紹介します。東京、名古屋、博多他全 5 ヶ所で 10, 11 月に開催されるほか、ネットでライブ配信（事前申し込み要）とオンデマンド配信も行われます。

〈参考〉経産省ホームページ <https://www.pcb2022.go.jp/>

3. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2022.8.26 環境省)

光和精鉱株式会社の福岡県北九州市の PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設が廃棄物処理法に基づく、低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理施設の認定を受けました。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/110951_00001.html

4. 10月は「木材利用促進月間」です (2022.9.1 環境省)

2021年10月に施行された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」において、国民の間に広く木材の利用の促進についての関心と理解を深めるため、10月8日を「木材利用促進の日」、10月を「木材利用促進月間」と決めました。この期間、各省庁は産学と連携し、ウッド・チェンジ[※]を合言葉に、木の良さや木材利用の意義への関心と理解を促す様々な取組を展開します。

※身の回りのものを木に変える、建築物を木造化・木質化するなど、木の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする行動

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_00486.html

5. 災害時に電動車は非常用電源として使えます (2022.9.2 国交省)

多くの電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）は、外部給電機能（100V コンセント等）を備えており、災害時に「移動式電源」として活用できますが、給電できることを認識されていない方が多くいらっしゃいます。国交省は、災害等に備えて、「災害時における電動車の活用促進マニュアル」等を作成し紹介しています。

〈参考〉国交省ホームページ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000420.html

公募情報

1. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（バッテリー交換式 EV とバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業）の追加公募開始について (2022.9.8 環境省)

この事業は、物流・配送等に係る車両を電動車両とすると同時にバッテリー交換式とし、物流・配送拠点等を災害時にも稼働可能なエネルギーステーション化することで、脱炭素物流モデル構築と配送拠点等の防災拠点化の同時実現を図り、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に資することを目的としています。2つの補助事業があり、物流・配送等とエネルギーの2つのセクターをカップリングした地域貢献型の脱炭素型物流モデル構築に向けたマスタープラン策定を行う事業は公募期限 2022.9.30、車両や交換式バッテリー、充電装置等の導入を補助する事業は公募期限 2022.12.9 です。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_00549.html

以上